

宮城県農山漁村地域資源ビジネス創出支援事業支援対象者公募要領

1 趣旨

農山漁村地域に豊富に存在する地域資源に磨きをかけ、ビジネスの手法を用いて域外へ発信し、地域へ「人」の交流も含めた投資を呼び込む地域住民主体の多様な取組を支援することにより、地域経済の自立を促し、本県農山漁村地域の持続可能性を高めていくことを目的とします。

2 支援対象者の資格要件

県内で活動する地域運営組織（地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織をいう。）または地域運営組織の設立に向けた準備団体であって、次に掲げる全ての要件を満たす者としてします。

- (1) 地域資源（農産物、森林資源、水産資源、自然、景観、歴史、食文化、農業体験や農家民泊等の交流体験型サービス提供等。）を最大限に活用することに意欲を持ち、当該地域資源を活用したビジネス創出により、地域課題の解決や地域活性化を図る新たな取組を計画していること。
- (2) 上記(1)に掲げる取組を的確に遂行する能力があり、将来とも継続的な活動が見込まれること。
- (3) 組織の意思を決定し執行する体制が整備されていること。

3 支援内容

県が別に発注する受託者（以下「受託者」という。）が、地域資源を活用したビジネス創出に必要な、有効かつ実効的な手法の検討や導入に向けて、支援対象者に伴走しながら必要な助言・指導等を行います。

<検討例>

- 事業コンセプトの検討・策定
 - 地域資源の掘り起こし・保全・磨き・利活用
 - 販売戦略の整備
 - 情報発信
- など

<受託者による具体的支援の例>

- 事業を検討していくために必要な合意形成の場のファシリテーター
 - ワークショップや勉強会の企画・運営
 - 専門家講師の選定、講義の企画・運営
 - その他事業全体の進行管理
- など

※ ここに示したものは一例であり、地域の意向を踏まえて検討すべき事項を洗い出し、必要な支援内容を設計していきます。

4 支援対象期間

令和2年度から令和4年度までとし、支援対象期間終了後は本事業による取組の自走運営を目指していただきます。

ただし、令和2年度の事業実施期間については、別途県が発注する受託者との契約締結の日から契約満了の日までとし、翌年度以降については当該年度の予算成立が前提となります。

なお、本事業の委託については、年度毎に発注を行います。

5 申込方法

(1) 提出書類

本事業における支援対象者の申込みは、市町村長からの推薦によることとし、下記書類を市町村長経由により、県に提出するものとします。

- (イ) 宮城県農山漁村地域資源ビジネス創出支援事業市町村長推薦書（別紙様式第1-1号）
- (ロ) 支援団体概要調書（別紙様式第1-2号）
- (ハ) 誓約書（別紙様式第2号）
- (ニ) 支援団体の活動概要がわかる書類 8部
（団体規約、直近の予算・決算資料、活動概要を記載したパンフレット等）

(2) 提出先

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県農政部農山漁村なりわい課 農山漁村調整班

電話番号：022-211-2657 ファクシミリ番号：022-211-2416

E-mail：nariwai-no@pref.miyagi.lg.jp

(3) 書類提出に当たっての注意事項等

- (イ) 提出後の書類については、決定、不決定に関わらず返却いたしませんので御了承ください。
- (ロ) 提出された書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

6 受付期間

令和2年4月15日（水）から令和2年5月15日（金）まで

7 選定方法

(1) 書類確認

提出された書類については、記載内容及び必要書類について確認し、必要に応じて問い合わせをさせていただきます。

(2) 審査委員会

支援対象者を決定するため、農政部農山漁村なりわい課長が別に定めるところにより設置する審査委員会を開催します。開催に当たって、被推薦団体の出席を求める場合には、被推薦団体及び推薦市町村長に対して事前に通知いたします。通知を受けた被推薦団体は、指定された場所及び時間において、提出書類の内容説明を行い、委員からの質疑を受けていただきます。

内容説明及び質疑にあたっては、市町村担当者の同席も可能とします。

なお、審査委員会出席に伴う交通費は、団体の負担とさせていただきます。

(3)採択予定

1 団体

(4)審査の基準

次に掲げる事項について総合的に判断し、決定します。

| 評価項目 | 評価事項 |
|------------|---|
| (1)事業構想 | <ul style="list-style-type: none">☞ 地域の現状や課題を認識し、その解決のため明確な目標や意欲を有しているか。☞ 実施しようとしている取組内容は、地域の課題解決や目標の達成に資するものか。☞ 地域の特性を活かした、独自性・創造性のある構想となっているか。 |
| (2)実施体制 | <ul style="list-style-type: none">☞ 事業遂行に必要な組織体制が図られ、地域住民の意思が反映されるなど適切な人員確保がなされているか。☞ 外部人材の参画や協働、他団体との連携が図られており、その役割分担は適切であるか。 |
| (3)実現可能性 | <ul style="list-style-type: none">☞ 地域の実情や支援対象期間を踏まえ、達成可能な活動計画を想定しているか。☞ 事業規模や資金調達の計画が適切であるか。 |
| (4)継続性・発展性 | <ul style="list-style-type: none">☞ 運営資金、実施体制、地域住民の参画及び外部との連携等（今後の目標を含む）を勘案し、支援期間終了後も自立した事業継続が見込まれるか。☞ 団体にとって新たな取組であり、既存の取組がある団体にあつては、これまでの取組を超える新たな到達点を目指しているか。☞ 地域における経済的な波及効果が期待でき、他の地域の参考・励みになる取組か。 |

(5)審査結果

支援対象者の決定後、被推薦団体及び推薦市町村長に対し、速やかに決定又は不決定の結果を通知します。

8 本事業の全般に係る問い合わせ先

宮城県農政部農山漁村なりわい課 農山漁村調整班

- 所在地 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁行政庁舎10階
- 電話番号 022-211-2657 (直通)
- ファクシミリ番号 022-211-2416
- E-mail nariwai-no@pref.miyagi.lg.jp